

横浜市行政不服審査会答申
(第24号)

平成29年11月28日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 29 年 7 月 13 日にした横浜市自転車等の放置防止に関する条例に係る自転車の移動」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 29 年 7 月 13 日、横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 60 年 4 月横浜市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）である沢渡中央公園に、審査請求人所有の自転車（以下「本件自転車」という。）を放置していた。

そのため、横浜市長（以下「処分庁」という。）は、条例第 12 条の規定に基づき、処分庁があらかじめ定めた場所であるコットンハーバー保管場所（以下「本件保管場所」という。）に移動させ、現在もこの移動により本件保管場所における保管を継続している（以下「本件事実上の行為」という。）。

同年 7 月 27 日、審査請求人は、本件事実上の行為を不服として、本件事実上の行為の撤廃を求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件事実上の行為に対する主張は、次のように要約される。

(1) 審査請求人が町内会の代表として横浜市が主催する研修に参加した際、研修会場より指定された駐輪場は満車であったため、沢渡中央公園の隅の方の迷惑にならない場所に本件自転車を止めたものである。

本件事実上の行為を行うに当たっては、以上の事情を考慮すべきであったが、処分庁はこれを怠っている。

(2) 本件事実上の行為を行うに当たって、適切な場所に移動するようにとの指導がなされなかったことは、違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件事実上の行為に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 処分庁は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）、条例及び放置自転車等の移動、保管及び返還等実施要綱（昭和 60 年 10 月 1 日制定。以下「要綱」という。）に従って、適法かつ適切に本件事実上の行為を行った。
- (2) 条例第 2 条第 7 号は、「自転車…が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、…かつ、当該自転車等の利用者等が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態」を「放置」と定めており、条例第 12 条における「放置されている自転車等」に当たるか否かは、自転車等が置かれた客観的な状況に照らして判断するもので、駐車することとなった個別の事情を考慮すべきではない。
- (3) 放置禁止区域内に自転車をまさに放置しようとする利用者に、適切な場所に移動するよう行う条例第 11 条の規定に基づく指導は、条例第 12 条の規定に基づく移動を行うに当たっての手続的な要件ではない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「8 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「8 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件事実上の行為の適法性及び妥当性

条例第 12 条は、市長は、「放置禁止区域内に放置されている自転車等」を移動することができる旨定めるところ、本件自転車が放置禁止区域である沢渡中央公園に駐車されていたことは、証拠から認めることができる。また、条例第 2 条第 7 号は、「放置」について「自転車…が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、…かつ、当該自転車等の利用者等が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態」と定義しているところ、本件では、審査請求人は、研修のために本件自転車から離れていたのであるから、直ちに自転車を移動することができない状態であったと認めるのが相当であって、本件自転車は「放置」されていたものといえる。

したがって、処分庁は、条例第 12 条の規定により、本件自転車を移動することができる状態であったといえる。

また、処分庁は、本件自転車の移動に当たって、直前広報（要綱第 4 条第 1 号）、警告札の取付け（要綱第 5 条）及び「お知らせ」の貼付による移動した旨の放置場所への掲示（要綱第 4 条第 2 号）を行っていることが認められ、同「お知らせ」には、自転車等の移動に当たって、横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和 60 年 8 月横浜市規則第 66 号）第 6 条第 1 項の掲示すべき事項が全て記載されていたことが認められる。

そして、処分庁は、これらを実施した後、処分庁が定めた保管場所である本件保管場所に本件自転車を移動し、保管したことが認められる。

したがって、この点において、本件事実上の行為は、法令等の規定に照らし、適法かつ適正に行われたものといえる。

(2) 条例第 11 条の規定に基づく指導について

審査請求人は、「本件事実上の行為を行うに当たっては、適切な場所に移動するようにとの指導がなされなかったことは、違法又は不当である」と主張する。

しかしながら、条例第 12 条に基づく移動は、条例第 11 条の規定に基づく指導を要件としていないことは、条例上明らかであるから、審査請求人の主張には理由がない。むしろ、本件では、実際にも、審査請求人は、自転車等の移動が開始された午前 10 時には研修のため本件自転車の傍にはいなかったのであるから、処分庁は、審査請求人に対して、指導を行う余地がなかったというべきである。

(3) 審査請求人の事情をしん酌すべきか

審査請求人は、横浜市が主催する研修に町内会の代表として参加したこと、研修会場より指定された駐輪場が満車であったこと、そして、沢渡中央公園の隅の方の迷惑にならない場所に本件自転車を駐車したことを考慮すべきであったにもかかわらず、処分庁は、これを怠っていると主張する。

しかしながら、条例第 12 条の規定に基づく移動において、条例上、審査請求人の主張するような放置の理由などをしん酌すべき旨の定めは何ら見当たらないから、審査請求人の主張には理由がない。むしろ、法令上の根拠もなく、個々の利用者等の事情を考慮すれば、かえって法令の適用に不平等を来す可能性があるというべきである。

(4) 結語

上記のとおりであるから、本件事実上の行為は適法かつ妥当な行為であり、その他今もなお継続して本件自転車を保管していることを違法又は不当足らしめる事情は認められない。

したがって、本件事実上の行為は適法かつ妥当といえる。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年 8 月 16 日	・ 弁明書の提出等依頼
平成29年 9 月 6 日	・ 弁明書等の提出
平成29年 9 月 12 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成29年10月30日	・ 弁明書（補足）の提出
平成29年10月31日	・ 弁明書（補足）の送付
平成29年11月 6 日	・ 審理手続の終結
平成29年11月10日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年11月15日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成29年11月28日	・ 調査審議